

令和8年度東海市屋内地震対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震災害時における家具の転倒及び電気機器からの出火等を防止するための屋内地震対策として家具転倒防止器具及び感震ブレーカーを購入し、取り付ける者に対し、補助金を交付することにより市民の生命、身体及び財産の安全確保を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、市内に住所を有し、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、屋内地震対策として家具転倒防止器具及び感震ブレーカー（以下これらを「補助対象器具」という。）を購入し、自ら居住する住宅内において当該器具の取付けを行う者（世帯主に限る。）で、市税を滞納していないものとする。ただし、既にこの要綱による補助を受けた者は除く。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象器具の購入費
 - (2) 補助対象器具の取付けを大工又は電気工事業者等に依頼する場合にあっては、その取付けに要する費用
- 2 前項の補助対象経費は、同項各号に掲げる費用の合計額が2,000円以上となるものをその対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数金額は切り捨てる。）とし、その限度額は、1万円とする。

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象器具の取付けを行った後、次の各号に掲げるいずれかの方法により令和9年3月31日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書兼請求書兼誓約書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出する方法
 - ア 実施報告書
 - イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 市長が指定する申請フォームに、前号の申請書及び添付書類に記載する内容と同等の情報を入力し、登録して送信する方法

(補助金の交付決定及び支払)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認め

るときは、補助金の額を決定し、申請者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の通知をしたときは、速やかに申請者に補助金の額を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。

(2) 補助金の交付申請に関し虚偽の事項を記載し、若しくは入力したとき又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。